一　役員の氏名の変更

変更前	厚島斎藤　太郎典男、猪野多田　博明、樹敏男、阿部近藤　茂雄敦、池上小畑　玄文彦、平賀金井　大二郎孝二、原口福原　健泰、丹羽長
変更後	野斎藤　樹博明、阿部多田　茂雄敏男、池上近藤　玄敦、平賀小畑　大二郎文彦、原口金井　健孝二、丹羽長島　厚太郎典男、猪

二　変更の年月日　平成三十年三月三十一日

○東北地方整備局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年五月十六日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　盛岡広域都市計画道路事業三・四・八十二号下鵜飼御庭田線

三　事業施行期間　自平成三十年五月十六日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岩手県滝沢市鵜飼八人打及び下鵜飼地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年五月十六日

東北地方整備局長　津田　修一

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地地内から同市給分浜羽黒下地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県石巻市大原浜京地、大原浜戸泥、大原浜一の畔、大原浜北川原、大原浜隠里、大原浜中田、大原浜畑下、大原浜田の上、大原浜洞ノ口、大原浜法元寺、大原浜屋敷、大原浜関の入、大原浜人石山、大原浜大草山、大原浜南向、大原浜大永寺、大原浜寺下及び大原浜向山並びに給分浜中沢、給分浜大房、給分浜清水川、給分浜クルミ山、給分浜小寺、給分浜羽黒山、給分浜桜畑及び給分浜羽黒下地内

２　使用の部分　宮城県石巻市大原浜京地、大原浜戸泥、大原浜一の畔、大原浜北川原、大原浜隠里、大原浜中田、大原浜畑下、大原浜田の上、大原浜洞ノ口、大原浜法元寺、大原浜人石山及び大原浜寺下並びに給分浜中沢、給分浜大房、給分浜清水川、給分浜小寺、給分浜羽黒山、給分浜桜畑及び給分浜羽黒下地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県石巻市大原浜京地地内から同市給分浜羽黒下地内までの延長2.2㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道石巻鮎川線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、起業者である宮城県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、宮城県石巻市山下地内を起点とし、同市鮎川浜地内に至る延長約35㎞の幹線道路である。

本路線が通過する石巻市は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものであり、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）沿線においても家屋流出等の被害を受けたものである。このような被害を受け、石巻市は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、被害を受けた地域の住家等を安全な地域に集団移転することなどを主な目的とし、防災集団移転促進事業計画（以下「防集事業」という。）を平成24年４月に策定し、住宅団地等の整備を順次実施しているところである。

このうち、現道沿線の住家等も防集事業により高台に移転したものであるが、津波浸水区域を回避した位置で現道に接続する路線がない状況にある。また、現道は、津波による浸水、がれき等により、通行止めが行われたことに加え、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が存在するなど幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、津波浸水区域を極力回避した位置に線形等の良好な道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものである。

さらに、本路線の他の区間と接続することにより、石巻市内の主要幹線道路である一般国道398号と連絡することなどから災害時における物資輸送等を円滑に行うことができるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年３月に、任意で大気質及び騒音の影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロウオ、準絶滅危惧として掲載されているトウホクサンショウウオ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物についてはこれらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされているが、ニホンウナギ等については、必要に応じて工事中の保全対策を講ずることとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、このうち１箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る３箇所についても宮城県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、津波浸水区域を極力回避した位置に線形等の良好な道路を整備することにより、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的とし、宮城県条